

であったかどうかということであれば、例えば頑張つて、もう十一日は、先ほどもお話をしましたけれども、夜の九時で私が聞きましたわけですか
ら、その十日の発表というのは無理でございますが、十一日に発表しようと思えばできたのではな

いう国民、あるいは被災者はもちろんのこと、そして世界に対しても大きな不安と動搖を波及させたということは拭い去れないと私は思つております。

重の安全性がチエックされるはずが、それそれがいい、お互いに責任を転嫁をして結局はチエックが働いていない、安全性が信用されていないという部分が私は大変問題だと思っているんですけども今後、今ある五十四基のこの原発、そしてさらに

いずれにしましても、やはりどちらかといううにこれまで保安院は、今前段でお話をしたように事業主からこういう形で工事をやるけれども、そこでのチェックはどうだろうかというようなお尋ねが来て、それに対ししてかなりきめ細かなチェック

○姫井由美子君 ということは、早過ぎず遅過ぎ
いたるかというふうに思つております。
も考えられたということでしょうか。

かねないとと思うんですけれども、そういうふた、原子力安全保安院、今後の対応、連携についてはどうお考えでしようか。

計画されているもの、これを進めていく上で、大臣、このような原子力安全・保安院、この位置でちゃんとチエック機能が働くんでしようか。
○國務大臣（海江田万里君）　今委員から、保安院とそれから原子力安全委員会、二重のチエックを

クをすることになりますが、先日の余震のときもそうありますが、今度の事故を契機にもう一步前に出て、そして次のいろいろなリスクを考え、そして事業主を、事業主体を指導しなければいけないというふうに切り替えてま

先をさせて、ということであれば、一日早く発表できただかな。
もちろん調整が必要ですから、原子力委員会の方がどういう段取りであつたかとい
うのは、ちょっと私は存じ上げませんが、私のところに情報が入ってきて発表に至る経緯というのは、

発表に当たつての原子力安全委員会との調整
私どもの作業の進展、そういうものにつきましては、よく内部での調整が必要だと思つてござります。

いうお話をありましたけれども、やっぱりそれそれが役割が若干違うと思います。

今回の場合でも、外部電源を一系統だけではなくてとにかく全ての炉について一系統ずつしかりと準備をしなければいけない、あるいは緊急用のディーゼルも、それを津波の被害に備えた置き方をしなければいけないと、あるいは消防の車は高

そういう流れでございますので、そのことをお伝え申し上げました。

は、それぞれレベルが六、七に上がる場合の何を、その根拠にして上げていくのか、評価の尺度と、うものがございまして、そういう意味でのその放出量を推定するということに関しましての作業の結果、安全委員会との関係も含めまして、十日

力をするに当たって、事業主体としてこういう形で作業をやりたいけれどもどうだろうかといううまいを立ててくると、それに対し、まさに保安院でござりますから、規制当局でございますから、

台に置かなければいけないと、一振進んだ指導をやっているところであります。

だからといふ説明する機会はあつたということですね。

の時点ですういう判断に至ったということでございます。

そういう工事の過程で、例えば作業員が多量の線量を浴びないだろうか、あるいはそういう工事をやることによって本当に炉の安定が保たれるのかと、そういうかなり細かなところにまでわ

れるのかな、取れないんではないかと思います。しっかりとそれぞれのチエック機能を働かせるように、またそれと連携をしているあるいはそれをしっかりと私たちに情報開示をする、しかも信用が生まれる、といった観点で見ていく

○姫井由美子君　いや、委員会が開かれなくても
一日以上あれば事前にしっかりと報告、そして私
たちの理解を得る時間は十分あつたと私は考えら
れると思っておりますし、委員の皆様も同じ意見
ではないかと思つております。

表の仕方 こうしたことはしては 御指摘を
踏まえまして、今後よく考えていくものではない
かと考えてございます。

○姫井由美子君 つまりは、保安院の方ではタイミングは適切ではなかったということを認めたと
いうことでしょうか。

また、そのタイミングの問題ではなくて、こう
いったタイミングがいい悪いではなくて、こう

ただ、ここでチェックをするということ。それから、それだけじゃありませんで、この間余震がございまして、そのときに実は電源が落ちてしまつたといふことがありますて、じゃ、もう一歩進んで、炬火の安全を保つために電源の備えが一重だけでいいんだろうか、もう一重やらなきやいけないんじやないだろうかというようなことについても、これはそういう指導を行うということをございまして

大臣、前回レベル五という暫定的な発表をされました。そして、今回レベル七ということで、この二度の発表したということが、もちろんこれはそちらの官邸のホームページでいえばレベル七になつたのではなくレベル七であることが分かつたというふうに言われておりますけれども、実はこの二度の発表によつて悪化にあるのではないかと

いつた発表の手順であるとか、事前に地元であるとか私たち国会議員であるとか、いきなり発表というそいつたことにに対する不安感、不信感、これを取り戻していただきたいと私はまずは思つております。

今回は内閣府の原子力安全委員会の方もいらっしゃっておりませんけれども、二重のチェック、二

原子力安全委員会については、今日、安全委員会に会見えておりませんかね、安全委員会からお答えをいただくのが一番適切でございますが、内閣府の方でございまして、そして、これはもう少し幅広い立場から、大所高所から総理に対してもアドバイスをするという形になつております。

今回のこの特許法の一部を改正する法案並びに不正競争防止法の一部を改正する法律案。これは随分以前からいろいろな中小企業から訴えられることで、これが参議院先議で行われるということは大変私は有り難いことだと思つておりますし、中小企業の情報管理の在り方、支援もお願ひしたいと思っております。

そして、せつかく中小企業庁長官も来ていただいたんですけど、時間がなくなってしまいまして、例えは三月十一日、地震発生後、首都圏では交通機関がストップしたために多くの方々が徒歩で帰宅を余儀なくされ、途中、災害時帰宅支援ステーションとしてのコンビニでは飲料水や食料を買い求める人で長い列ができました。こういったよう、首都圏の場合では、東京都などでつくる八都県市でコンビニ本部と支援協定を結んで災害時にいろいろなサービスをする等を行っています。しかし一方で、こういったサービスについては、本部と自治体だけで決定し、実際は加盟店のオーナーたちが、災害対応には取り組むのは嫌だというわけではないんですけど、こういったことを全く意見を聞かないでされることがあります。それは加盟店の過重な労働の上に成り立っていることが余り理解されていないように感じるんですけど、竹島委員長に、フランチャイズ契約において締結されていないサービスを本部が加盟店に強いることというのは優越的地位の濫用として問題にならないのでしょうか、お伺いしたいと思います。

○政府特別補佐人(竹島一彦君) 本部と加盟店の間でよくお話しをしていたみたいということに尽きたと思うんですけど、やはり状況が変化して、新しい事業をやりたいとか、フランチャイズシステムとして新しいことをやりたいということは当然起きてくると思いますけれども、その導入によるメリットとそれからコストとを比較したときに、とてもコストが高い切れないということが明らかであるにもかかわらず本部がやれといふことを事実上強制するというようなことは当然好ましくないわけでございまして、そういうたこのままでつくる八都県市でコンビニ本部と支援協定を結んで災害時にいろいろなサービスをする等を行っています。しかし一方で、こういったサービスについては、本部と加盟店の間でまさに意思疎通の問題。そこで誰が考へても割に合わないことを本部が強制するということになれば、これは独禁法上の優越的地位の濫用という問題が出てくるということだと思っております。

○姫井由美子君 お知らせをすればいいということとでどうか、お互いの了解ではなくて、本部がお知らせをすればいいことでしょうか。

○政府特別補佐人(竹島一彦君) いや、それはやはり了解ということまでが必要だと思いません。

○姫井由美子君 今のは契約にないことを新たにサービスを追加してきた場合ですけれども、契約

にある場合、例えば二十四時間三百六十五日、年中無休でしましようという契約がある場合、本部の方で一方的に定休日を設けなさいと、定休日を設けることによって不利益を被る、こういったことを一方的にお知らせだけで要求した場合はどう

ぞれが個々にやるというのもあるんですけど、本当に合理的な方法ができるようないつた節電対策、スペインのシエスタ、あるいは銀行のように朝六時から始まつて、二時、三時にはこの夏の三か月間だけは帰るというようなまず基本方針を示していくだけで、それに協力をしていただきたいと思っております。

○政府特別補佐人(竹島一彦君) フランチャイズチエーンの特色というのは、やっぱり統一性を持つて、加盟店が別なそれぞれとの事業主であつたとしても、統一性を持つていろいろなサービスなり商品を提供するということにあるわけですが、生じてきているのか、またそれに対してどのような質問を終わりたいと思います。

○関口昌一君 自民党の関口昌一でございます。

この度の大震災は企業に壊滅的な被害をもたらしました。こうした被害を受けた企業に

おいて知的財産の保護の観点からどのような問題

が生じてきているのか、またそれに対するどのように特許として対策を講じているのか、まず冒頭伺います。

○大臣政務官(田嶋要君) 御答弁申し上げます。

特許庁では、震災の影響を受けた方が期限の定めのある手続をするのが困難であることから、

特許出願の審査請求や特許料の納付手続など三十七の手続について、特許法等で定められている期

間に手続ができる場合にはその期限を本年八月末まで延長することとし、既に百二十七件の申

請を四月十三日現在いただいておるところでござ

得ると思うんですね。それもやはり合理的にやつ

とについては、さつきお話しになつた、災害のときに対応するというのは私は社会的に大変でしたんで申し訳ありませんが、最後の質問になつてしまふんですけど、今回の震災におきまして、例えは三月十一日、地震発生後、首都圏では交連機関がストップしたために多くの方々が

歩いて帰宅を余儀なくされ、途中、災害時帰宅支援ステーションとしてのコンビニでは飲料水や食料を買い求める人で長い列ができました。

こういったよう、首都圏の場合では、東京都など

などでつくる八都県市でコンビニ本部と支援協定を結んで災害時にいろいろなサービスをする等

行つています。しかし一方で、こういったサービスについては、本部と加盟店の間

のまさに意思疎通の問題。そこで誰が考へても割に合わないことを本部が強制するということになれば、これは独禁法上の優越的地位の濫用といふべきだと思

うことをされたべきだと思います。

したがつて、ただただ新しいことをやつちやい

けないということじゃなくて、本部と加盟店の間

のまさに意思疎通の問題。そこで誰が考へても

割に合わないことを本部が強制するということになれば、これは独禁法上の優越的地位の濫用といふべきだと思

うことをされたべきだと思います。

したがつて、ただただ新しいことをやつちやい

けないということじゃなくて、本部と加盟店の間

のまさに意思疎通の問題。そこで誰が考へても

割に合わないことを本部が強制するということになれば、これは独禁法上の優越地位の濫用といふべきだと思

金額の決定はどのように行われているのか、伺います。

○政府参考人(岩井良行君) お答え申し上げます。

特許特別会計は特別会計に関する法律という規律を受けてございまして、この特別会計に関する法律第八条の一項というものに基づきまして、決算剰余金を生じた場合には、積立金として積み立てた金額を控除した額を当該特別会計の翌年度歳入に繰り入れるという仕組みになつていています。

この柴崎先生は言で言上されますが乗合金といふものは、退職給付等の引当金というものを除きますと、審査請求料納付がなされまして現実に

コストが発生する審査実施との間に待ち時間があると、こういうタイムラグがあるために一時的に

生する会計的には前受金と言われる性格のものとして発生をしてございます。そして、先ほど申し上げましたように、その剰余金から積立金があ

ればそれを引いて繰り越せというのが法律のルールでございますが、特許特別会計には積立金とし

て控除すべき金額がないのですから、その前受
金は翌年度以降の審査に必要な費用の財源として
翌年度の特許特別会計の歳入にその全額が繰り入

れられるという形で金額が確定し、繰り入れられ
る仕組みになつてござります。

○関口昌一君 特別会計法では、決算上の剰余金のうち積立金として積み立てる金額や翌年度の歳入に繰り入れる金額を空余した残余である純剰余

金について一般会計に繰り入れることができるとされております。現実に特許特別会計においては

十九年から二十一年にかけて三年間で約六十六億円の一般会計への繰入れを行つた実績があります。特許権利用料十亿元、利子金と余る、こ単年度

特許特別会議において乗合金を除いた車両の度の歳入額でも歳出額を上回っているという状況である中で、現在のような多額の繰入れを行わな

とても特許行政に特別の支障が起きるとは考えられません。

い中で、また震災の復興のためにも財源確保が大変重要な課題になってきております。翌年度へ繰り入れる剰余金の額を見直して一般会計への繰入れを増やすべきと私は考えておるんですが、大臣の見解を伺います。

○國務大臣(海江田万里君) 委員から貴重な御提言、ありがとうございました。

しかし、今、岩井長官からあるいは委員からもお話をございましたこの特別会計のお金というのは本来特許を出願する人たちが負担をするお金でありまして、国の税金からの補助金が入っているとかそういうことではほとんどないわけでありますから、基本的にはこれは、もしそこでお金が余ればそれは特許の申請料を安くするという方向で持つていくのが筋道ではないだろうかと思つております。

○関口昌一君 理屈は分かるんですけど、またちょっととレクをやつたときにいろいろ説明を受けただけで、審査の順番待ちの期間が約二十九か月、二年半ということでいうような話が出ておりました。しかし、二〇一五年にはこれを十一か月にするという話も出ておりまして、今これだけ厳しい財政状況の中でありますので、是非こうした問題は、今あらゆる財源の確保のことで大変になつていると思いますので、これは是非前回に考えていただきたいと思っております。これは強く要望させていただきたいと思います。

次に、特許庁における新たなシステムの導入について伺います。

この新たなシステムの開発を今進めているわけでありますけど、二〇〇六年の発注にもかかわらず、稼働開始が二回も延期されております。いまだ本格的な実施に至っていないというのが現状であります。また、受注した業者にはその技術力を疑問視するというような報道もあります。

特許庁は新たなシステム構築のために約三百六十億円、多額の費用を投じておりますけど、このシステム開発における現在の進捗状況と、また特許庁が稼働予定とする二〇一四年一月までに安定

したシステム構築は可能であるのかどうか伺います。

○國務大臣(海江田万里君) これは今も御指摘ありましたけれども、去年の三月、不祥事がございました。そこで、第三者委員会をつくりまして、これは直嶋大臣のときでございましたけれども、ここでしつかりとどうしてこういう問題が起きたのかということを検証するようについていることを検証するようについているからです。そこから、その検証作業、これを行つて、行いまして、やはり設計書をまず公開すべきであるということ、それから複数のＩＴベンダーから意見を求めて、意見を求めたその意見をしつかりと分析をして、そしてこれから業者を決めなければいけないということになつております。今その意味では作業の途中でございますから、当初二〇一四年の一月新システム稼働ということで準備をしてまいりましたが、今の進捗状況から勘案しますと二〇一四年一月から新システムの稼働というものは大変難しい状況になつております。

○関口昌一君 とにかく一四年の一月という設定の中で取り組むということでありますので、しっかりと対応していただきたいと思います。

そして今、大臣からちょっとお話を出たんですけど、このシステム開発をめぐっては、特許庁職員に逮捕者が出て、また受注業者の下請企業が一斉に家宅捜索を受けるなど、看過できない大変な事態となつておりました。

これらの事件の経緯について説明をいただきたいと思いますし、また今後こうしたいいろんな課題に対して組織としてどのようなコンプライアンスを徹底させていくのか、大臣の所見を伺います。

○國務大臣(海江田万里君) 先ほどお話をいたしましたが、事件が起きましたのは昨年の六月の二十二日ですね。特許庁の職員が情報システムに関する収賄疑惑で逮捕されたというところでござります。これを受けまして、昨年の六月の二十九日、外部の有識者が構成されます特許庁情報システム

テムに関する調査委員会を設置をして、そしてます
す事実関係の解明に努めたわけであります。
そして、八月二十日、逮捕された職員を始めと
する複数の特許庁職員が国家公務員倫理規程に違反する行為を行っていた事が判明いたしました
ので、これにのつとりまして処分をいたしました
のは、これは九月の十四日に逮捕された職員の有罪判決の発出と同時に、関係職員及びその管理監督者に對して懲戒免職を含む処分を行いました。
その上で、今お話をしました特許庁情報システムに関する調査特別委員会の報告書を踏まえて、
特許庁におきまして、倫理意識の徹底、情報管理の整備強化、入札手続の改善、内部通報制度の強化と活用といった内容を盛り込ました再発防止策を講じたところでございます。

えておるんですが、今回の改正で見送られた理由は何か伺います。

○政府参考人(岩井良行君) お答え申し上げます。

今御指摘いただきましたように、今般は通常実施権につきまして制度の見直しを行うことにした

わけでございますけれども、今御指摘がございま

した専用実施権は、この通常実施権とは異なりま

して、特許発明の独占的利用が認められるという

大変強い権利でございます。したがいまして、そ

の制度を見直すに当たりましては、通常実施権の

場合以上に第三者に対する影響も大きいというこ

ともございますので、登録事項をどうすべきか、

開示事項をどうすべきかということを括的に検

討する必要があるわけでございます。

この点に加えまして、仮に登録制度を見直しを

して新しいものにしようとした場合、今少し方

御質問をいただきました業務・システム最適化計

画に基づいて新たなシステムをつくっている、こ

の問題とどういうふうに絡めていくべきであるか

ということも併せて検討する必要があるという事

実がございます。

今般、法律の見直しに当たりましては、産業構

造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会にお

いて十分御議論をいただきまして御報告書をお取

りまとめいただいたわけでございますけれども、

今申し上げましたような事情を踏まえまして、こ

の報告書におきましては、特許庁の新システム構

築の状況も踏まえつつ改めて検討を続けていくと

いう御提言をいただきました。今回の改正は、こ

の報告書に沿つて法案をまとめさせていただいた

次第でございます。

以上でございます。

○関口昌一君 利用者側からすると、より使い勝手の良い制度にするというのが大変必要なことになつてくるかと思いますので、是非、今質問した中でも出でおりますので、よろしく対応をお願いしたいと思います。

また、今回の改正で、特許を受ける権利を有し

ない者による特許出願、いわゆる冒認出願等にかかわる特許権に対して真の権利者による移転請求を認めることとしております。冒認出願に対する

真の権利者保護の法整備の必要性については、かねがね実務者などから長らく求められてきて、ようやくここへ来て実現することになったということがあります。今日まで時間が掛かった、改正まで時間が掛かった、改正まで時間が掛かった理由をちょっと聞かせていただきたいたいと思います。

○政府参考人(岩井良行君) お答え申し上げます。

今御指摘いただきましたように、今般の改正で

うやくここへ来て実現することになったというこ

とであります。今日まで時間が掛かった、改正ま

で時間が掛かった理由をちょっと聞かせていただ

きました。今日まで時間が掛かった、改正まで

時間が掛かった理由をちょっと聞かせていた

とであります。今日まで時間が掛かった、改正ま

で時間が掛かった理由をちょっと聞かせていた

とであります。今日まで時間が掛かった、改正ま

ただ、真の権利者保護の観点から、現在出願中の特許出願についても、それに係る特許権の移転請求を認めるべきだと考えるんですですが、適用対象は理解しづらい複雑な制度だという話を聞きました。特許庁では、一層中小企業における知的財産を法施行後の出願に限定したということになりますが、この理由を伺います。

○政府参考人(岩井良行君) お答え申し上げます。

先生御指摘のとおり、新たに権利移転ができる

対象は何かというのを決めさせていただいたわけ

でございますけれども、それは法施行後に出願さ

れたものに限るというふうな法案にさせていただ

いております。

今先生御指摘がありました、それじゃ今出願に

なつているものはどうなつているのだということ

でございますけれども、これは実は出願になつて

いて権利化していないものにつきましては、現行

制度でも明確を受ける権利の確認をするというや

り方で取り戻すことは可能でございます。問題

は、先生御指摘のように、既に出願をしていて権

利になつてしまつている人、過去に冒認があつた

ものであつて権利化しているものはどうすべきか

というところが一つ判断があり得るところだろう

と思います。

これにつきましては、特許権二十年もあるもの

ですから、既に権利化している、これで冒認で取

り戻されるという仕組みではないということを前

提に権利が移転をしていたりする場合もあるもの

ですから、そういう方に不測の損害を与えると

いうようなこともありますので、今回の頭の整理

は、今申し上げましたように、既に出願されてい

るものにつきましては現行制度でも救済があると

いうことを前提に、今後出願をされるものから救

済が受けられるという制度にさせていただきたい

という形で御提案を申し上げた次第でございます。

○関口昌一君 現在出願中のものについて救済も

あるというような話も今答弁いただきましたの

で、しっかりと対応していただきたいと思いま

す。

こういった状況の変化もございましたので、制

度を従前のものから今回御提案をさせていただき

ているようなものに変えさせていただきたいとい

う法改正をまとめた次第でございます。

○関口昌一君 今回ようやく実現することができ

たということで、一歩進んだかなと思つております。

ただ、申しえますと、そうした器はよくつくり

んでございますけれども、一ヶ月に一人ぐら

次に、実際に知的財産を活用しなければならぬ中小企業にとつては、依然として知的財産制度は理解しづらい複雑な制度だという話を聞きました。特許庁では、一層中小企業における知的財産制度の浸透と活用を更に促進していくかなければならぬと思いますけど、こうしたことについてどのような対策を講じておられますか、伺います。

○大臣政務官(田嶋要君) お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、理解しにくい、複雑とい

う印象が一般的にはあるのかと思います。また、

中小企業にはそういう知的財産専門の部署とい

うもの恐らくは難しいのではないかというふう

に思つております。

そういう中で、私どもの昨年六月に閣議決定いたしました新成長戦略の中でも、科学・技術・情

報通信立国戦略の中に「中小企業の知財活用を促進する」というふうにも明記をさせていただ

ました。

そういう中で、私どもの昨年六月に閣議決定いたしました新成長戦略の中でも、科学・技術・情

報通信立国戦略の中に「中小企業の知財活用を促進する」というふうにも明記をさせていただ

ました。

大学、個人という状況でございます。

では、どういう施策をするのかでございます

が、二つございまして、一つは、非常にシンプル

でございますが、特許の料金を下げるということ

でよりアプローチしやすくなるということでござ

りますが、もう一つは、実態的にワンストップの

知財総合支援窓口というのを今回初めてつくりませ

ていますが、もう一つは、実態的にワンストップの

上がった時点が三月二十三日に分かっていたというような状況でありましたけれども、私もびっくりして思わず椅子から転げ落ちるような状況だったんですけども、これが四月十一日に発表になつたということになります。事前に分かっていなかったということありますけれども、私は、全国民が求めてることは、厳しい報告であつても正確な情報をしっかりと伝えていただきたいと。

さらに、私も今日ちょっとテレビを見ておりましたら、朝、学校の校庭に放射性物質がまだ蓄積しているということで、これは保安院の発表だったと思ひますけれども、学校を開校するにはお勧めできないというような発表をされた。お勧めできないって、じゃ現場はどうするのかというような、私は本当に耳を疑つたのでありますけれども。

に対するお答えをしましたのは、四月の十日の日曜日でございます、私が知りましたのは、三月三日ということではございません。ですから、そこはひとつお間違いのありませんように。そして、翌日十一日に一生懸命何とかできないかななどということでありますので、三月三十日ということではありません。

も、私は恐れは全くないと、これはテレビだから言つていいるんじやありませんと、それは自分たちはきちんと教育を受けているから恐れはないんですと。まさに一日も早く収束をさせたい、その一念で働いております、私の言葉にうそはありませんといふ、もう胸が熱くなりました。

政府の対応、様々な対応、今問題にもなつております。多くの方が疑問を持つております。正確な情報開示と対応、しっかりとお願ひを私からも申し上げたいと思います。

それでは、質問を始めさせていただきます。

特許法を始めとする知的財産制度に関する質疑は二〇〇八年以來三年ぶりとなるわけでございまして。前回の質疑におきましては、商標制度やパテントトロール対策について私は御指摘をさせていました。この三年間で経済産業省、どのような取組が行つて、どのような成果を上げてきて

頭に立って行動していくことが私は大事だと思ってるんですよ。

二〇〇〇年にマドリッド協定議定書、これは加盟したんですけども、これは一々商標登録しなくてここに加盟、登録をすれば全て、これに加盟している国には一々しなくてもいいという、こういうことでありますし、このマドリッド協定というのは、ここで共通の例ええば商標登録の権利侵害などがあるという、こういうものをつくつくるというわけじゃないわけでありますね。

私は、日本というのは高付加価値のもの、あるいは知的財産高い、こういうもので勝負をしてきた、勝ってきたんですよ。ですから、これを守らなきゃいけない。これから日本の日本経済を復興していく上でも大変大事なんですね。やはりこれは具体的な対抗手段などを取らなければ私は駄目だ、政治力でやらなければ駄目だと思つてはいるんですけども

この間か、と大臣に信ひて石賓は
はもう与党も野党もなくて、みんながこれは原
発の問題を真剣に考へている。そうした中で、私
どもも、自民党も原発を推進してきた責任があり
ますので、これは何とかしなくちゃやという思いで
おりました。もう私も長く議員をやつております
けれども、与野党が一つになつて政府を追及した
場面なんてなかなか見なかつたんですけれども、
やっぱり大臣、大臣は真剣に取り組んでいただき
ていると思うんですけども、まだ真剣さという
か、気持ちが伝わつてこないというか、よし、俺
が責任を持つんだと、後は頑張れと、とにかく東
電の問題もあるかと思いますけれども、毅然とし
た態度で取り組んでいただきたいと思う次第であ
ります。

○関口昌一君　ちょっと、私勘違いしていくて、大臣が知ったのは十日ということですが、二十三日には保安院を含めた、レベルがその数値に達していたということあります。だったら早く大臣に報告をすべきであると思うので、その辺もしっかりと連携を取つて対応していただきたいと思います。

以上で質問を終わらせていただきます。

○松あきら君　公明党の松あきらでございます。

どうしても原発の話が出ます。私は、昨日テレビを見ておりましたら、原発内で働いてくださっている作業員の方は、昨日、三百十四人であります。皆様御存じのように、この作業員の方々は、最初はビスケット一日二回、そして毛布一枚

たのか、確認をしたいと思つております。三年前の審議では、日本の登録商標、特に日本の地域産品や地名に関する登録商標と同一あるいは類似のもの、これが中国において第三者によつて勝手に登録をされてしまつて、日本企業が、また日本の国がこれら商品を販売していく妨げになつてゐる等々、もうこれははずつと言つてゐるところでござります。今現在は、何か中国では有名なところは駄目ですよと、でも有名じやないところはオーケーですと、こういうことだそうでございまして、宮城や秋田、福島、群馬、千葉など十一の府県名が登録、公示をされている状況にあります。

こうした対抗手段なども含め、どういうふうな大臣、御所見を持っていらっしゃるのか、お伺いをしたいと思います。

○国務大臣(海江田万里君) 御指摘のように中国の商標権の問題というのは本当に大変大きな問題があろうかと思っております。そして、二〇〇九年の六月に我が国と中国の間で知財保護に関する大臣級の覚書を結んで、商標権を含めた知財に関する政府間協議の場を充実をしております。この二〇〇九年六月の覚書を受けまして日中知的財産権ワーキンググループをつくりました。この中で、年一回、商標権を始めとする知財に関する法的整備や執行、運用について意見交換を日中間で

原発にかかる調査は、我々は、もう十分時間を持つてくれるということで、今日は法案の審議について中心に質問をさせていただきました。こうしないと委員長が委員長報告できなくなりますので、しっかりさせさせていただきましたけれども、強く要望させていただいて、次回に譲ることとさせていただきたい。一言ありましたら。

で床に雑魚寝ということで、一週間、十日、二週間で、間たつ。今現在は温かいものも食べられるし、骨の上で寝られるということでございましたが、大変な中で働いてくださっているその一人に昨日はインタビューをしておりました。

そうしましたら、その方が何と言つたか。怖くないですかと聞かれたら、もちろんお顔は出でていませんですよ、名前も出でていませんけれど

りましたけれども、中国当局に対してどのような働きかけを行ってきたのかと。もうこれ以上の被害拡大を防止する観点から、私は中国政府に対して基準の見直しを求めるなどの働きかけが今後も当然行われるべきでありますけれども、中国に限らない。各国間で異なる基準を見直して世界共通の基準を策定する検討も、もうこれは是非進めていかべきやいけない。そのためには日本政府が先

行つてゐるところでござります。
そして、二〇一〇年の中国の動きでござります
が、日本の都道府県名、北海道、京都、福島、千
葉、石川、広島、福岡を用いた商標の申請につい
て商標権の成立を認めなかつたということがござ
います。同時に、既に中国国内において成立して
おりました秋田や佐賀という名前のこの登録も、
これは商標権を取り消したところでござります。

もちろん、中国とだけではございません。世界に向けて日本の商標権あるいは知財をしっかりと守つていかなければいけないということをございますが、ただ、中国との関係というのは、私もまだこの職に就く前でござりますけれども、この商標権の問題で随分中国の側に申入れをしたことがございましたけれども、そのとき反論をされました。どういう意見を言われたかというと、海江田さん、今の日本の元号は何ですかと、平成です。その平成の由来は知っていますかと。これは中国の易経の天平らかに地成るというところからですけれども、これは易経から取っているじゃないですか、こういうことをやっぱり反論をするんですね。だから、もちろんそれとこれは全然違うということをしつかりと言いましたけれども、そういう意識、感覚があるということもこれは御理解を是非いただきたいと思います。

裏付けるような三倍賠償規定の存在、これは明確にWTO違反なんですねけれども、これも実はEUではすぐにこの三倍訴訟に対抗する法律を作らまして、日本では作つていなかつたんです。

私は、もうここで当時進言をいたしまして、十六年のこれは臨時国会でこれに対抗する法律を作りました。やっとこれができた。そうじゃないと、こういう三倍訴訟を吹っかけられると、和解金で結局対応するしかないということで、本当に日本の企業は大変な目に遭つていただけでござります。時間がないんです。

こういうことでありますて、このパテントトロールに対しても今現在どういう対策がその後取られているのか、お伺いをしたいと思います。

○政府参考人（岩井良行君）お答え申し上げます。

今御指摘がございましたように、先生御質問をいただいた際には、イノベーションと知財政策に関する研究会という形で勉強させていただきました。この問題は極めて重要でございますので、その翌年度も特許制度研究会というところで注視をしていただところでございます。

また、今般、法律を改正させていただくに当たりまして、産構審の場でもこの議論をさせていただきました。現時点で産構審の場でいただきました結論は、米国で生じているパテントトロール問題が我が国において直ちに顕在化する状況ではないので、現時点で特許法の規定を改正する必要はないという御意見をいたしました。

ただ、今御指摘がございましたように、この問題は極めて重要なことでござりますし、また米国で我が国企業が巻き込まれるという問題もあるわけでございます。私ども、この問題の重要性に鑑みまして、引き続き必要な調査をするなど注視をしていきたいというふうに考えておる次第でござります。

ども、私は必ずこれが起きてくると。大変な状況になるのはもうアメリカを見ていて分かるわけですが、ございますので、是非、何か日本は民法の法律で対処できるとちょっと聞いたんですけど、それはのんきなことだと、そんなこと言つていられない、きちんととした対応を取つていただきたい、今後しっかりと取つていただきたいということを申し上げて、時間ですので、きっちり終わらせていただきます。

○松田公太君 みんなの党の松田公太でございます。

経済産業省は、特許法であつたり不正競争防止法に関して、私は個人的によくやつていただいているなどというふうに思つております。ただ、まだまだプラスシユアップできる部分はたくさん残つていますが、基本的に国内の法整備に関するところでは大分進んできているなという印象を持つております。

しかし、ここから大切になつてくるのは、私オペレーション面じゃないかななどいうふうに考ふるんですね。

言うまでもありませんが、日本の中小企業、中堅企業、ベンチャーカンパニーにはこれからどんどん海外に出ていくついていただきまして、稼いできていたかなくしてはいけません。先ほど、閔口先生のお話をもありましたが、そのオペレーション面、田嶋政務官の回答にも既にございましたが、中小企業、ベンチャーカンパニーなどの特許や商標、この出願を促すためにフォローするというお話をされましたけれども、もうちょっと具体的に、どのようないふりを考えていらっしゃるのか、お聞かせいただければと思います。田嶋政務官、よろしくお願ひします。

○大臣政務官(田嶋要君) 先ほどとちょっと重複はすると思いますけれども、おっしゃっていたんだつおり、法律改正をしたりといふ、そういう制度面での対応だけでは当然不十分でございまして、私自身の意識としても、その後のフォロー、ただければと思います。田嶋政務官、よろしくお願ひします。

ドからどんどんアプローチを掛けるという形もよろしいんじゃないかなというふうに思います。

それで、是非、啓蒙活動、大変重要だと思いま

すので、海外に出たいという意識はあるんですけども、どうしようかなとぼんやり考えているところがたくさんあるんですね。そういうところが、技術力とか、あと意匠デザイン、商標登録するべきものをたくさん持っていますので、是非どんどん啓蒙活動をしていただければと思

います。

ちょっと引き続き済みません、時間がないもの

ですから。

もう一つ、これ提案なんですけれども、冒認出願につながつてしまつて、私は特許を誰でも本当に簡単に自由に今閲覧できるということもあるんじゃないかなというふうに思つてているんですね。

もちろん、これを公表しないということはできないと思うんですが、例えばレジスター制にして、自分の名前であつたり会社、住所、そういうものを登録しないと見れないという形にするのも一つの案じやないかなというふうに思つては、それも是非御検討いただけないかなとい

うふうに思います。

よく開発途上国でこれ聞く話なんですが、弁護士仲間から、友達から、閲覧してしまつて、インターネットで、面白そうなのがあつたらもうそれをさつさと冒認出願してしまつて、自分が責任を持つと、これはもう当たり前のことだと思いますし、これも私も賛成なんですけれども。今、レベル七、先ほども質問がありましたが、になつてしまつた、そしてまた収束が全く一向に見えてこないという状況が続いておりまして、私は避難命令も更に拡大する可能性があるんじゃないか、するべきじゃないかなというふうにも思つておられます。

じゃ、ちょっとそれについて、是非御検討をと
いうことで。
○大臣政務官(田嶋要君) 大変いい御指摘をいた
だいたと思います。

先ほど、中小企業に対するこの知財への認識を高めるために、現場では三つの団体、発明者協会を含めて三つの団体ということを申し上げました
が、おっしゃるとおり、日本のようなこれまで

の間接金融の強い国でございますから、当然金融機関に様々な、そのクライアントであるあるいは

融資をしている相手先の会社のいろいろなことが

蓄積をされているということでございますので、

当然この強化を行う上では金融事業者からの更な

るバックアップということが大変重要なことが

あります。

レジスター制に関しては、これは今回の法改正、知財の方が公開をして守るという方でありますから。

もう一つ、これ提案なんですけれども、冒認出願につながつてしまつて、私は特許を誰でも本当に簡単に自由に今閲覧できるということもあるんじゃないかなというふうに思つているんですね。

もちろん、これを公表しないということはでき

ないと思うんですが、例えばレジスター制にし

て、自分の名前であつたり会社、住所、そういう

ものを登録しないと見れないという形にするの

も一つの案じやないかなというふうに思つては

ますので、それも是非御検討いただけないかなとい

うふうに思います。

もちろん、これを公表しないということはでき

ないと思うんですが、例えばレジスター制にし

て、自分の名前であつたり会社、住所、そういう

ものを登録しないと見れないという形にするの

も一つの案じやないかなというふうに思つては

ますので、それも是非御検討いただけないかなとい

うふうに思います。

よく開発途上国でこれ聞く話なんですが、弁護士仲間から、友達から、閲覧してしまつて、インターネッ

トで、面白そうなのがあつたらもうそれ

をさつさと冒認出願してしまつて、私は

が責任を持つと、これはもう当たり前のことだと

思ひますし、これも私も賛成なんですけれども。

今、レベル七、先ほども質問がありましたが、に

なつてしまつた、そしてまた収束が全く一向に見

えてこないという状況が続いておりまして、私は

避難命令も更に拡大する可能性があるんじゃない

か、するべきじゃないかなというふうにも思つて

おられます。

そんな中、やはりそいつた方々の補償であつ

たり、休業補償であつたり全てを含めますと、相

当な金額の損害賠償になるなというのがこれは見

えているわけですね。これが何兆円になるかと

いうところであります。

○大臣政務官(田嶋要君) 大変いい御指摘をいた
だいたと思います。

先ほど、中小企業に対するこの知財への認識を高めるために、現場では三つの団体、発明者協会を含めて三つの団体ということを申し上げました
が、おっしゃるとおり、日本のようなこれまで

まして、是非大臣の見解を教えていただければと
思います。

○國務大臣(海江田万里君) 松田委員は当然御存

じだらうと思いますけれども、万々が一に国有化

というふうなことになれば、じや今の株主の権利

がどうなるんだろうかということで、それこそ

がどうなるんだろうかということで、それこそ

はかかるわつていることですから、もう国有化して

しまうことによつて政府がもう一元的な責任を全

もありますけれども、ただその九十三万人の中に

は本当に年寄りの方でずっと東京電力の株を

持つていて、そして配当を何がしかの生活

費の足しにしようとふうな方もいらっしゃる

わけでありますから、私はあくまでもそういう現

実、それからあるいは国債の問題、国債というか

社債ですね、この東京電力の社債が、電力債が暴

落をするようなことになりますと、当然のことな

がら国債に対する影響もござります。

そういうことを考えますと、やはりこれは大変

厳しい賠償責任を負つていて、そして

まず東電にしつかりと頑張つてもらつて、そして

それを政府がしっかりと支援をするという枠組み

でやるしか道はないと、そのように思つております。

が責任を持つと、これはもう当たり前のことだと

思ひますし、これも私も賛成なんですけれども。

今、レベル七、先ほども質問きましたが、に

なつてしまつた、そしてまた収束が全く一向に見

えてこないという状況が続いておりまして、私は

避難命令も更に拡大する可能性があるんじゃない

か、するべきじゃないかなというふうにも思つて

おられます。

○松田公太君 滄みません、ちょっと私の次の質

問は海江田大臣にお願いできればと思つております。ちょっと前回も時間がなくて、原発事故につ

いてもう一つどうしてもお聞きしたかったことが

あって、それについての質問なんですかね。

原発事故の被災者補償、これは一義的には東電

が責任を持つと、これはもう当たり前のことだと

思ひますし、これも私も賛成なんですけれども。

今、レベル七、先ほども質問しましたが、に

なつてしまつた、そしてまた収束が全く一向に見

えてこないという状況が続いておりまして、私は

避難命令も更に拡大する可能性があるんじゃない

か、するべきじゃないかなというふうにも思つて

おられます。

そんな中、やはりそいつた方々の補償であつ

たり、休業補償であつたり全てを含めますと、相

当な金額の損害賠償になるなというのがこれは見

えているわけですね。これが何兆円になるかと

いうところであります。

○大臣政務官(田嶋要君) 大変いい御指摘をいた
だいたと思います。

先ほど、中小企業に対するこの知財への認識を高めるために、現場では三つの団体、発明者協

会を含めて三つの団体ということを申し上げまし

その責任を取ろうとしているという状況がもう見えてしまつていて。それはやはり、二つに、

今まで、例えば責任の所在であつたり、その管理で

あつたり、そういうことがもう分かれているか

らじやないかなというふうに思つんでですね。

だから、どうしても多くの国民の命がこれ

はかかわつていていますから、もう国有化して

しまうことによつて政府がもう一元的な責任を全

て負うんだと。そして、それによって組織がスリ

ム化できると思うんですね。それを、スリム化

することによって、検討であつたりアプローチ、

対応がもう相当スピーディーになるんじゃないか

なというふうに私思つておりまして、是非そのよ

うなことを考えた上で、責任感ということを考え

た上で国有化していただきたいと。

そして、もう一つがやはり安心感、先ほども言

いましたが、債務超過に陥ることが間違いないと

いう状況においては、被災者の方がどうやって

補償してもらうんだろうという心配もありますの

で、それをやはり国有化することによって、もう

とにかくスピードで、迅速に補償、賠償を国

民の監視の下でしてしまつということをもつて國

有化を御検討いただければというふうに思つてお

ります。

渄みません、ちょっと時間が来てしまつました

ので、それを私の要望として、私の質問を終わら

せていただきます。どうもありがとうございま

した。

○荒井広幸君 荒井でございます。

営業秘密についてお尋ねいたします。

日本の日産とフランスのルノー、これが共同開

発したEVカー、電気自動車ですけれども、これ

に情報漏えい、国際産業バイ事件というふうに

发展してまいりました。こういったことを防いで

いくためには日本と海外との連携というのが必要

だと思います。どういう連携強化を考えてい

らっしゃいますか。

○國務大臣(海江田万里君) おっしゃるように、

海外との連携強化というのは大変重要なポイント

さに経済対策です。どうですか、お考え、今ずつと御議論していただいたのかどうか、そして、どういう見通しなのか、本部長として責任ある御回答をお願いします。

○國務大臣(海江田万里君) 先日いただいた意見も議論の俎上に上げております。そして、今、この審査委員会ですね、これが名前が決まって、そして、まさに第一回の会合が開かれようとしております。それを受け、私どもの方ではこの経済被害の対応本部でございますが、これは全部の閣僚がその本部員でござりますので、この閣議と前後をしまして、恐らく閣議の前になろうかと思いまが、この会合を開いて、そこでまずやつぱり大きな枠組みを決めなければいけないということになりますと、これは、財源は後から付いてくるというような御意見もありますが、やはり財源のことも念頭に置かなければいけないというのが、これが責任のある立場であろうかと思います。

財源ということになると、果たして本当に広く国民全般にその負担を求めるのか、あるいはまた別な形があるのかということも考えなければいけないわけでありますと、もちろん可及的速やかに急がなければいけないのですが、やっぱりその段取りを一つ一つ踏んで、そしてはつきりとした政府の支援の体制というものをつくつていきたいと、そのように考えております。

○荒井広幸君 最後になります。

○委員長(柳澤光美君) 終了時間です。質疑一分でまとめてください。

○荒井広幸君 そして、先ほどお話をありましたとおり、どうつと進んでおりますので、現状進んでいるからその進んだ現状を見終わらないと全体像が見えないからお金はどうするんだなんというようなことをやつていたら、もう手順が全く違うということだけもう一回申し上げ、そし

て是非、早期にこの仮払い、買上げをしてお金を渡していくいただきたい、そして操業ができるようにしていただきたい、お願いして、終わります。

○委員長(柳澤光美君) 他に御発言もないようですから、両案に対する質疑は終局したものと認めます。

○委員長(柳澤光美君) これより両案について討論に入ります。——別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

まず、特許法等の一部を改正する法律案について採決を行います。

○委員長(柳澤光美君) 本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(柳澤光美君) 全会一致と認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、不正競争防止法の一部を改正する法律案について採決を行います。

○委員長(柳澤光美君) 本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(柳澤光美君) 全会一致と認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(柳澤光美君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(柳澤光美君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十一時三十三分散会

平成二十三年四月二十一日印刷

平成二十三年四月二十一日発行

参議院事務局

印刷者
国立印刷局

〇